

長崎市農業委員会 令和3年4月総会 議事録

1 日 時 令和3年4月28日(水) 14:15 開会
15:10 閉会

2 会 場 長崎市消防局 5階講堂(長崎市興善町3番1号)

3 役 員 会長職務代理者 山口 眞佐栄

4 出席農業委員(11名)

赤瀬 孝則 井川 義英 石橋 一次 岩本 隆 松尾 隆治
峰 忠幸 森山 安男 柳川 八百秀 山口 邦俊 山口 眞佐栄
山脇 貞雄

※以下の委員については、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため出席要請せず(8名)

岩永 一也 後山 裕義 上川 満治 田平 孝廣 鳥越 悦子
永岡 亜也子 平尾 政博 山崎 実男

5 出席推進委員(0名)

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため出席要請せず

6 出席職員

【農委事務局】 前田事務長 川本農政管理係長 木下農地係長 岩崎主任 堀専門官
赤池主事

7 資 料 別添資料のとおり

○事務長 ただ今から令和3年4月農業委員会総会を開会いたします。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいております。また、本日は、報告事項として「令和3年度 水産農林部農林関係事業計画及び予算について」水産農林部より説明をいただくことになっておりましたが、出席委員を減らしての開催となりましたので、来月以降に説明を延期させていただきたいと思っております。それでは、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条に基づき、山口眞佐栄会長職務代理者をお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、4月の農業委員会総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。最後まで、審議のほどよろしくお願いいたします。座って議事を進めさせていただきます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は11名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び、長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。

また、4月21日の運営委員会の時点では、総会は農業委員のみで執り行うこととしておりましたが、その後のコロナの感染拡大により、長崎市においては、4月25日から5月11日までの間、非常事態行動を徹底するよう長崎市内に周知を図っている状況です。そのため、平尾会長とも相談をし、緊急措置としまして、今年1月の総会の時と同様に総会出席者を会議の成立に必要な最小限の人数とする措置を取らせていただきましたことを、ここで改めてご報告いたします。以上です。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。石橋一次委員と岩本隆委員にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○石橋委員・岩本委員（承諾）

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方のご協力をお願いいたします。本日は付議事項が5件ございます。まず、第1号議案「令和3年度農業委員会事業計画（案）について」事務局から説明をお願いします。

○農政管理係長 それでは、第1号議案「令和3年度 農業委員会事業計画（案）について」ご説明させていただきます。議案書の1ページをご覧ください。長崎市農業委員会において令和3年度に実施する事業の概要及びスケジュールについて決定する必要があるため、本議案を提出するものでございます。2ページをご覧ください。こちらが、令和3年度の農業委員会の事業計画案になりますが、1 農業委員会の運営及び活動につきましては、(1) 総会等の開催、こちらは記載のとおりでございます。(2) 農業委員会の活動計画の策定等につきましては、①として今ご説明させていただいております本事業計画の策定、そ

れから②、③に記載のとおり令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、5月の総会でご審議いただき策定いたします。この②と③につきましては、農業委員会等に関する法律第37条に基づき公表する必要がございますので、毎年度、6月末までに長崎市のホームページで公表し、7月末までに長崎県を通じて九州農政局へ報告することとなります。次に④ですが、委員の皆さんの活動実績を記録する必要がありますので、農業委員会活動を行われた際には、その活動内容を必ず活動記録カードに記録いただき、毎月の総会時に事務局へ提出いただきます。

次に、2 農地等の利用の最適化の推進についてですが、これは、農業委員会が取り組むべき業務として農業委員会等に関する法律に明記されているもので、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進にかかる活動について記載したものです。(1)の担い手への農地利用の集積・集約化につきましては、一部の集落ではまだ作成されていませんが、実質化された人・農地プランに沿って集落ごとに取り組みを決定し、取り組みの対象となる農地の所有者等に意向調査を行うなど、守るべき農地について集積・集約化を進めることとします。また、その取り組む内容について、長崎市やJA等の関係機関に情報を共有し、農地中間管理事業を推進することなど、関係機関それぞれの役割を明確にし、連携体制を整えていきます。また、この取り組みを行うにあたって、集落内で話し合いを行う際は、委員の皆さんが中心的な役割を担っていただくこととなります。

(2)の遊休農地の発生防止・解消につきましては、まず①として11月までに農地利用状況調査を行い、11月末には農地利用意向調査を発出し、翌年2月に回収した結果、農地中間管理事業を利用する旨の意思表示があったものを農地中間管理機構へ通知します。また、8月を違反転用防止強化月間として、ポスターの掲示や広報ながさき等による周知を行います。②の非農地判断業務につきましては、再生困難な農地について、毎月、農業委員会総会の議決を経て、非農地判断を行い、所有者、その他関係部局へ通知を行います。③の遊休農地対策検討委員会につきましては、農地利用状況調査の手法や遊休農地所有者等への指導方法の検討のほか、遊休農地の有効な解消策等について検討するため、6月と11月の2回開催する予定としております。

(3)の新規参入の促進につきましては、新規就農者や新規参入者への相談活動や関係機関との情報共有に年間を通して取り組むこととしております。

今ご説明しました(1)から(3)につきましては、(4)に記載のとおり、ながさき農業委員会1・1・1運動として、県下全農業委員会の農地等利用の最適化への実践活動として、重点活動や数値目標を設定し、統一した取り組みを行っていくことになっております。令和3年度の取り組み内容や数値目標につきましては、5月に開催予定の農業委員会会長・事務局長会議で決定される予定となっておりますので、決定次第改めてご連絡させていただきます。次に(5)の農地等利用最適化推進施策の意見書につきましては、要望する施策や予算について次年度の長崎市の事業として反映してもらえるように、遅くとも10月までには長崎市長へ提出する予定としております。なお、この意見書を作成するにあたりま

して、昨年度までは各委員、お一人ずつに意見を出していただき、集約しておりましたが、今年度は各地区で意見を取りまとめ、地区ごとに出していただいた意見を集約させていただければと考えておりますのでよろしくお願いいたします。なお、参考までにですが、長崎市以外にも長崎県農業会議が、県内の各農業委員会からの要望等を取りまとめて、同様に国や県に対して意見書を提出しております。

続きまして、裏面3ページをご覧ください。3 農業の担い手育成・支援でございますが、(1) 認定農業者等担い手の育成及び確保につきましては、市農林振興課、長崎県、農協などの関係機関で構成する長崎市担い手育成総合支援協議会等と連携を取りながら、認定農業者制度の周知や認定農業者の認定申請の支援などを行い、担い手の育成及び確保に努めていきます。次に、(2) 農業者年金加入促進事務につきましては、農業者年金加入推進部長を中心に、戸別訪問を主体とした加入推進を行い、新規加入者の確保に努めます。なお、昨年度は目標値3人に対し、実績2人の加入でした。今年度の目標値につきましては、先ほどご説明しましたとおり、5月の会長・事務局長会議において決定される予定です。次に、(3)長崎市農業者年金受給者協議会につきましては、記載のとおり活動を行うこととしております。次に、(4) 農委だよりの発行につきましては、今年度も年2回発行することとしておりますので、農委だよりの編集会議の委員の皆様におかれましては、引き続きよろしくお願いいたします。次に、(5)全国農業新聞購読推進事業ですが、こちらも5月の会長・事務局長会議において決定される購読目標部数の達成に向けて活動をしていただくこととなります。

次に、4 組織の改革推進でございますが、(1) につきましては、委員の皆さんの活動における課題や諸問題、それから事務局としての課題を解消するため、関係機関との連携を検討していく体制を強化していきたいと考えております。(2) の研修につきましては、県農業会議主催の研修が8月に開催される予定となっております。また、その他としまして、他都市への視察研修につきましても、長崎市農業振興会からの補助を活用して実施したいと考えておりますが、昨年度に引き続き研修会及び視察研修に関しましては、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によりましては、実施が難しい場合もあると予想されますので、状況に応じて判断していきたいと考えております。次に、(3) 農地情報公開システムの本格稼働についてですが、全国農業会議所が開設している「農地情報公開システム」を長崎市農業委員会も、令和4年4月から本格稼働させるため、今年度中にシステムの整備及び事務局職員の操作研修を行うなど準備を進めていきます。本格稼働後は、当該システムを介して最新の農地情報をインターネット上で公表するほか、農業委員会窓口におきましても閲覧希望者の請求に応じて「閲覧用農地台帳」により公表することとしております。

最後に、5 その他の事務事業といたしまして、記載のとおり4つの事業を実施することとしております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま、事務局から第1号議案について説明がございましたが、この件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

― 意見等なし ―

○議長 私の方から一つお伺いしていいでしょうか。担い手への農地利用の集積・集約化の中で、農地中間管理機構との連携について、事業の推進が掲げられておりますが、この件について何回か私のほうに苦情があったのが、今までA to Aを勧められて手続きを行ったけれども、自分が病気をして入院して、管理ができなくなったので、草払いを年に2回か3回するということの約束で入ったけれども、予算がなくてできないということ、要領が変わったと言われたのでしたかね、そのような相談がきたんですけれども、これはどう説明したらいいんですかね。

○農政管理係長 今のご質問なんですけれども、一昨日も県の各担当者レベルの農地中間管理事業の推進ということでのTV会議がありまして、他の市町から今と全く同じような苦情を受けていると、貸したのに変な形で返ってくるなど、農地中間管理機構が公的な機関で間には入ってくれるというので信用して貸しているのに、信頼を損ねる事例が多々あるという話がありました。おおもとの県の農業振興公社もその辺はしっかり予算を確保して、取り扱いをどうするか基準を定めていくという話がありましたので、今のところ基準がないので難しいんですけれども、公社が今パンフレットなどにもあるように、責任を持って管理しますという話は、あまり強く言えないにしても、交渉の時、説明の時には言っていたかかないといけないのかなと思います。公社が基準を定め次第、早急に委員の皆さんに説明のやり方を順次情報として流していきたいとは思っていますけれども、今のところ基準が、どこまで管理できるのかというところが、長崎県の公社としては、定まっていないという状況が県全域同じ状況のようです。それと併せまして、今、まだ正確に決まっていないので、頭出しだけなんですけれども、農地中間管理事業の取り組みの方針というのが、今まで認定農業者とか、認定新規就農者とか、いわゆる国の定義でいう「担い手」の方達以外の、「非担い手」の方達に対する農地中間管理事業の活用というのが、制限されるような動きが出ています。そこについても農林振興課の担当や農業委員会事務局の担当や、農地中間管理機構から委託を受けている長崎市地産地消振興公社が、協議する場を持たせていただいて、もう少し実情に即した取り扱いをしていただけないかということですが、その辺も改めて県の元利活用推進室、4月からは所属が変わって農業経営課と、県の農業振興公社のほうで、取り扱い方針を再度検討しているということになっていますので、皆さんが地域の中で活動する中では直結することになりますので、情報がわかり次第、早急にご報告させていただきたいと思っております。今のところは、今までどおりの活動をしていただく中で、公社の浦田さんや事務局のほうと情報共有して進めていければと思っております。長くなりましたが、以上です。

○議長 わかったようでわからないような感じですが、農業委員として、資質を疑問視されないような説明をしていかないと、私達も困るわけですので、その辺しっかりやっていただきたいというふうに思いますのでお願いしておきます。

○農政管理係長 再度、おおもとの方にも不都合が生じないような形の方針をとということで、改めて声を上げたいと思います。

○議長 よろしくお願ひします。他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第1号議案について、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。ご承認いただきましたので、今年度の農業委員会の事業につきましては、計画のとおり実施していきたいと思ひます。なお、各委員におかれましては、この事業を推進するために個々の計画を立てて、各地域での委員活動を行っていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。続きまして、第2号議案「長崎農業振興地域整備計画の変更に伴う意見の聴取について」、事務局から議案の説明をお願ひいたします。

○農政管理係長 それでは、第2号議案についてご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。本議案は、長崎農業振興地域整備計画の変更に関して、「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、長崎市長より農業委員会に意見を求められているもので、今回3件の農用地区域の除外について申請がっております。1番から順にご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。申請者は、琴海尾戸町在住の〇〇さんです。目的は、非農地通知申出に伴い非農地判断がなされたことによる、農用地区域除外申請です。申請する物件は、申請者本人が所有する、琴海尾戸町の田1筆853㎡です。申請地の位置図についてはスクリーンをご覧ください。琴海北部運動公園の南東側に位置しております。次が5千分の1の農用地区域の表示図です。次が、千分の1の表示図です。申請地は、農用地区域の周辺部にあたり農振白地に接しています。次が、現地写真です。立会委員の意見にもありますとおり、申請地は既に山林化しており、今年1月の総会において非農地判断がなされ、非農地通知が交付されている土地であり、除外により周辺の農業生産に影響を及ぼす恐れもないと思われるため、農用地区域の除外はやむを得ないと考えられます。現地調査につきましては、1月18日に平尾政博農業委員にご確認いただいております。

続きまして、第2号議案2番についてご説明いたします。議案書は4ページをご覧ください。申請者は、網場町にお住いの〇〇さんです。目的は、農家の分家住宅建設に伴う農用地区域の除外申請です。申請する物件は、申請者の父親である〇〇さんが所有する、春日町の畑3筆406㎡です。申請地の位置図についてはスクリーンをご覧ください。特別養

護老人ホーム橘の丘の西側に位置しております。次が5千分の1の農用地区域の表示図です。次が、千分の1の表示図です。申請地は、農用地区域の周辺部に位置しており、農業経営を行う父母の住宅及び所有する農地に隣接しています。次が、現地写真です。近隣の農地との間に通路が確保されているため、雨水については既存の排水路に排水され、生活雑排水は合併浄化槽を設けることとしていることから周辺の農地への影響はないものと思われまます。立会委員の意見にもありますとおり、申請地付近では農地の利用集積や、土地改良事業も行われていないことや、申請者の父母が営む農地の近くに分家住宅を建設することによる、今後の農業経営面や生活面における計画は適当であると判断されます。また、代替地についても隣接地への影響の有無や、経費等の検討を行った結果、他に適当な土地がなかったこと及び被害防除計画も妥当であることから、農用地区域の除外はやむを得ないと考えられます。現地調査につきましては、4月16日に松尾隆治農業委員にご確認いただいております。

続きまして、第2号議案3番についてご説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。申請者は、〇〇です。目的は、職権による農用地区域の除外申請です。申請する物件は、〇〇が所有する、春日町の畑2筆106㎡です。申請地の位置図についてはスクリーンをご覧ください。先ほどの第2号議案2番の申請地に隣接しております。次が5千分の1の農用地区域の表示図です。次が、千分の1の表示図です。次が、現地写真です。申請地は、平成25年7月に行われた農業振興地域整備計画の全体見直しの際に図面の見落としにより誤って編入されたもので、現況は公衆用道路となっており、農用地区域からの除外は妥当であると思われまます。現地調査につきましては、4月16日に松尾隆治農業委員にご確認いただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま、事務局から第2号議案について説明がございましたが、この件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

○委員全員 異議なし

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第2号議案について、異議なしとすることに決定してよろしいでしょうか。

○議長 ありがとうございます。第2号議案について、異議なしとすることに決定いたします。続きまして、第3号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」ですが、第4号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成について」と関連するものがございますので、関連するものについては、一括して個別に審議いたします。それでは、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、第3号議案1番から3番と第4号議案1番については関連がございますので、併せてご説明いたします。まず、議案書の7ページから8ページをご覧ください

さい。第3号議案1番は、三ツ山町の〇〇さんが所有する、三ツ山町の農地2筆227㎡について、三ツ山町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が農業経営規模縮小のためであり、譲受人が農業経営規模の拡大のためでございます。

続きまして2番は、橋口町の〇〇さんが所有する、三ツ山町の農地1筆224㎡について、三ツ山町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲受人が農業を行っていないためであり、譲受人が農業経営規模の拡大のためでございます。

続きまして3番は、三ツ山町の〇〇さんが所有する、三ツ山町の農地1筆48㎡について、三ツ山町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲受人が農業経営規模縮小のためであり、譲受人が農業経営規模のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。純心大学の北西側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、1番の現地の写真です。次が1番と2番です。次が3番の現地の写真になります。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数が、2人で220日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得と利用権設定分とを合わせまして経営面積が2,032㎡となり、下限面積2,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましては、4月15日に石橋一次農業委員、森内悟己推進委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、第4号議案1番についてご説明いたします。議案書の9ページをご覧ください。本件は、三ツ山町の〇〇さんが所有する、三ツ山町の農地1筆433㎡について、三ツ山町の〇〇さんが5年間の使用貸借により利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、2,032㎡となり、利用につきましては普通畑を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。純心大学の北西に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査は4月15日に石橋一次農業委員、森内悟己推進委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第3号議案及びこれに関連する第4号議案についての説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案1番から3番について当委員会において許可すること及び第4号議案1番について、計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。3号議案1番から3番について当委員会において許可すること及び第4号議案1番について、計画相当と認めることに決定いたします。

続きまして、第3号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局から残りの議案の説明をお願いします。

○農地係長 それでは、第3号議案4番についてご説明いたします。議案書は8ページをご覧ください。本件は、時津町の〇〇さんが所有する、琴海戸根町の農地1筆2,986㎡について、琴海村松町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が農業経営を廃止するためであり、譲受人が農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海中学校の南側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数が3人で560日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が9,273㎡であり、下限面積3,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましては、4月16日に森山安男農業委員、濱口雅洋推進委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございました。ただ今、事務局から第3号議案4番についての説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案4番について当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第3号議案4番について当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成について」事務局から2番以降の議案の説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、第4号議案2番についてご説明いたします。議案書の10ページをご覧ください。本件は、琴海村松町の〇〇さんが所有する、琴海村松町の農地16筆19,323

㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地16筆19,323㎡について、10年間の使用貸借により、子である琴海村松町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、19,323㎡となり、利用につきましては水稻と野菜の栽培を行っております。なお、本件は、農業者年金経営移譲年金の対象農地となっております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。村松小学校の北西側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の写真が6枚ほどございます。現地調査は4月16日に森山安男農業委員、濱口雅洋推進委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、第4号議案3番から5番については関連がございますので、併せてご説明いたします。議案書は11ページから12ページをご覧ください。

3番は、神浦丸尾町の〇〇さんが所有する、神浦丸尾町の農地2筆471㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地2筆471㎡について、10年間の使用貸借により、神浦丸尾町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。

続きまして4番は、愛知県豊川市の〇〇さんが所有する、神浦丸尾町の農地2筆864㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地2筆864㎡について、10年間の使用貸借により、神浦丸尾町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。

続きまして5番は、千葉市美浜区の〇〇さんが所有する、神浦丸尾町の農地1筆1,160㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆1,160㎡について、10年間の使用貸借により、神浦丸尾町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、5,745㎡となり、利用につきましては、水稻を予定しております。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。外海地域センターの東側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は4月15日に岩永一也農業委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、6番についてご説明いたします。議案書は引き続き12ページをご覧ください。本件は、宮崎町の〇〇さんが所有する、川原町の農地1筆及び宮崎町の農地1筆、計1,776㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地2筆1,776㎡について、10年間の賃貸借により、野母町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、6,253㎡となり、利用につきましては、ビワの栽培を予定しております。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。川原大池の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の

写真です。現地調査は4月19日に田平孝廣農業委員、森保欣也推進委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、7番についてご説明いたします。議案書は13ページをご覧ください。本件は、上西山町の〇〇さんが所有する、早坂町の農地1筆1,112㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆1,112㎡について、20年間の賃貸借により、出雲1丁目の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、1,112㎡となり、利用につきましては、普通畑を予定しております。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。長崎自動車道長崎ICの南側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は4月16日に山口眞佐栄農業委員、村田美津枝推進委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第4号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問などございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第4号議案2番から7番について、計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案2番から7番について、計画相当と認めることに決定いたします。続きまして、第5号議案「非農地の判断について」事務局から議案の説明をお願いします。

○農地係長 第5号議案についてご説明いたします。まず、1番の年次計画案件についてですが、議案書の14ページから32ページにかけて掲載しております。32ページの表の下の方に集計をしておりますが、対象地は琴海尾戸町の805筆、742,354㎡でございます。調査対象範囲につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海尾戸町の全体の航空写真ですが、3枚に分けております。次が、拡大した航空写真になります。拡大した航空写真が22枚ほどございます。次が、現地の写真になります。現地の写真が、8枚ほどございます。現地の立会いは、令和2年12月8日及び令和3年1月26日に平尾政博農業委員及び今村秀喜推進委員をお願いしております。なお、補足となりますが、全件とも農地法及び農業経営基盤強化促進法による権利の設定等はないものでございます。

続きまして、第5号議案2番からの個別案件についてご説明いたします。議案書は33

ページをご覧ください。一番下の集計欄の所に記載しております通り、申出件数が3件、合計筆数が4筆、合計面積が1,323㎡について、非農地通知申出書が提出されております。

2番から順にご説明いたします。2番は、滑石町の〇〇さんが所有する松崎町の農地2筆で、面積は合計で650㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。長崎リハビリテーションの西側に位置しております。次が、拡大したものです。次が、現地の写真です。現地の立会いは、4月15日に井川義英農業委員、野本英世推進委員にお願いしております。

続きまして3番は、三重田町の〇〇さんが所有する、松崎町の農地1筆で、面積は合計376㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。長崎リハビリテーションの西側に位置しております。次が、拡大したものです。次が、現地の写真です。現地の立会いは、4月15日に井川義英農業委員、野本英世推進委員にお願いしております。

続きまして4番は、神奈川県横浜市の〇〇さんが所有する、昭和3丁目の農地1筆で、面積は297㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。女の都小学校の南西側に位置しております。次が、拡大したものです。次が、現地の写真です。現地の立会いは、4月15日に石橋一次農業委員、森内悟己推進委員にお願いしております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から第5号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第5号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第5号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「令和3年度農業委員会予算等について」事務局から報告をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、報告事項1についてご説明いたします。資料の1ページをご覧ください。農業委員会における令和3年度一般会計当初予算でございます。令和3年度予算額のほか、前年度との比較を記載しております。

令和3年度の予算総額は表の1番下の欄に記載のとおり3,581万4千円で前年度と比較しますと、75万3千円の増となっております。

主な増減の要因についてですが、増の要因といたしまして表の上から3番目の事業、農

業委員・推進委員活動費の委員報酬につきまして、農地利用最適化交付金における成果実績の増を見込んだことにより80万円の増となったことによるものでございます。減の要因としまして、表の上から2番目の事業、農業委員会委員選定審査会費12万1千円が皆減となっております。この予算は農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選年度に計上することとしておりますので、次は令和5年度予算に計上する予定です。

続きまして、2ページから4ページに令和3年4月からの事務局職員の事務分掌を記載しております。職員の担当地区につきましては、旧長崎地区の担当が人事異動に伴い、木下係長になっております。その他、各職員の担当事務につきましては、後ほどご確認ください。説明は、以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆様からご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、報告事項2「人・農地プランの実現に向けた取り組みフローについて」事務局から報告をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、報告事項2についてご説明させていただきます。資料の5ページをご覧ください。このフローにつきましては、3月の総会の折にその他の事項として、各集落の中で守るべき農地をしっかりと引き継いで守っていくことを目的とした取り組み方針案として提示させていただいたものです。その際にいただいた意見等を踏まえ、取り組みフローとして作成したものでございます。内容につきましては、先月説明させていただいた内容と大きく変わっている部分はありませんので、詳細な説明は省略させていただきます。既に取り組みについて個別に取り掛かっている集落や、取り組み方針を定めている集落以外の集落につきましては、この取り組みフローに沿って、まずは活動を行っていただきたいと考えております。なお、1つの集落での活動が難しい場合は、複数の集落、または1地区で1か所進めてみるということでもよいと思っております。何度も言うように、とりあえずモデル的に1カ所やってみて、そこで出てくる問題を少しずつ解消しながら、活動が徐々に軌道に乗っていくようになることを目的としております。

今後の予定としまして、当初の予定では今月の総会及び来月の総会の後の時間を活用して地区ごとに話し合いを行っていただき、別途お配りしております、「実質化された人・農地プランの実現に向けた取り組みについて」に各集落の取り組みを決めた後、記載いただくということで予定をしておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として委員全員を招集できる機会というのが、今後もどうなるかわかりません。そういう状況の中で、よろしければ、各地区において、農業委員・推進委員で感染対策を徹底しながら話し合いの場を設定していただき、私達事務局も赴かせていただいて、どのような取り組みを行っていくか話し合いをした結果をこの用紙に記載していただければと考えております。

なお、提出いただいた取り組みについては、それぞれの取り組みを一覧にして、農林振興課や、県の振興公社、JA等の関係機関で構成する農地中間管理事業推進チーム会で集落の活動を共有し、必要に応じてそれぞれ関係機関の参画を求めるなど、一緒になって活動する体制を整備していきたいと考えおりますので、時間的に集まるのが難しい時期だとは思いますが、どうかご都合を調整していただいて、話し合いの場を持っていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆様からご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

○松尾委員 私の地区で、昨日、農協と市の方に来ていただいて、春日地区の基盤整備を行うということで、今度県の方も入って現地調査を行うようにしていくということで決まりましたので、推進委員も役員も決定して進めていきますので、そういうことを書けばいいんですかね、これは。

○農政管理係長 春日だったら矢上・日見に人農地プランとしては入っていますよね。その中の活動の中で、春日の基盤整備を推進していくということで書いていただいて構わないです。後はその情報を先ほど言いましたように関係機関と共有していきたいので、進捗の方をそれぞれ何かあり次第、教えていただくような場を総会などで持ちたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。他に何かございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、報告事項3「事務局長専決事項の報告について」事務局から報告をお願いいたします。

○農地係長 それでは、報告事項の資料の1ページから2ページをご覧ください。農地法第3条の3の規定により、相続等の届出等が義務づけられているもので、先月は、6件の届出がありました。続きまして、資料の3ページをご覧ください。農地法第4条第1項第8号の市街化区域内での転用の届出が、4件提出されました。続きまして、資料の4ページから5ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出が、8件提出されました。合計18件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項4「長崎県農業会議常設審議委員会について」事務局から報告をお願いいたします。

○農政管理係長 報告事項4について、平尾会長に代わりまして事務局より報告させていただきます。会議は、4月9日に開催されました。資料は、6ページと7ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はございませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料をご確認ください。報告は以上です。

○議長 続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項1「全国農業新聞の定期購読者の獲得について」及びその他の事項2「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項1「全国農業新聞定期購読目標の達成状況について」ご説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。記載のとおり令和3年度の目標部数につきましては、まだ設定されておりませんが、現在の購読部数は先月の報告以降1部増えまして135部となっております。今年度も設定される目標に向けてご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、その他の事項2「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出」についてご説明いたします。資料の2ページ及び3ページをご覧ください。令和2年度下半期の活動記録集計表になります。ご報告いただいております活動記録カードにつきましては、農地利用最適化交付金の活動実績の配分を受けるための証拠書類にもなりますので、毎月ご提出いただく前に、活動時間や活動内容の記入漏れ等がないか、ご確認の上、提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件につきまして、皆さんから何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他に皆様方から、ご意見・ご質問・各地域からのご報告などございませんか。なんでも結構です。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、最後にその他の事項3「令和3年5月、6月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、資料は4ページをご覧ください。まず、5月の予定ですが、10日月曜日、「長崎県農業会議常設審議委員会」が13時30分から長崎県農協会館で開催され、平尾会長が出席予定です。20日木曜日、令和3年度各市町農業委員会会長・事務局

長会議の前期の分が13時30分からセントヒル長崎で開催され、平尾会長と向井事務局長が出席予定です。25日火曜日、令和3年度全国農業委員会会長大会がWEB配信にて開催される予定になっております。21日金曜日が農業委員会運営委員会、27日木曜日が農業委員会5月総会をそれぞれ14時から開催することとしております。招集につきましては、感染状況を鑑みまして、検討してきたいと思っておりますので、皆様予定が立てられず申し訳ないんですが、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、6月の予定ですが、10日木曜日、長崎県農業会議常設審議委員会が13時30分から、21日月曜日、農業委員会運営委員会、28日月曜日、「農業委員会6月総会」をそれぞれ14時から開催する予定としております。先ほど言いそびれていたんですけども、先月の総会の時に田中推進委員から、平成29年のアンケートの結果が、個別で活動する時にどうなったのかと言われて反映がされていないということでご意見をいただきまして、事務局のほうに今回作成した人・農地プランの分があるところはそのプランと、後は29年度にしたアンケートの地図のほうを集落ごとに作っておりますので、もし、活用される委員がいらっしゃいましたら、事務局にご一報いただければ、資料としてお渡しできますので、よかったですらご活用いただければと思います。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。それでは、これで4月の農業委員会総会を終了させていただきます。大変ご苦労様でした。